

森林経営管理法に基づく民間事業者の公募・公表要領

農林水第30-426号

令和8年3月26日

(目的)

第1 この要領は、県が、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第36条第1項及び第2項の規定により、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者及び法第44条第1項及び第2項の規定により、集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者を公募及び公表するにあたり、法、森林経営管理法施行令（平成30年政令第320号）、森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号。以下「規則」という。）、森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知）による規定のほか、必要となる事項を定めることにより、長期にわたる森林の経営管理を担う民間事業者の適切な選定に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、経営管理実施権の設定を受けること等とは「経営管理実施権の設定を受けること、集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことのいずれか一方又はその両方」をいう。

2 この要領において、民間事業者とは「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権原を取得し、当該権原に基づき、伐採等を、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、又は他者へ請け負わせることにより実施している又は実施しようとする民間の事業者」をいう。

(民間事業者の公募)

第3 知事は、毎年定期的に、経営管理実施権の設定を受けること等を希望する民間事業者を公募するものとする。

2 公募期間は次のとおりとする。なお、次に定める各回の公募期間のうち、最終日が閉庁日にあたる日は、翌開庁日を締切日とする。

第1回 4月1日から5月15日
第2回 7月1日から8月15日
第3回 10月1日から11月15日
第4回 1月4日から2月15日

(民間事業者の応募)

第4 経営管理実施権の設定を受けること等を希望する民間事業者は、第3第2項に定める公募期間内に、次に掲げる内容を記載した<別紙1>に定める書類により知事に応募するものとする。

【内容】

- (1) 経営管理実施権の設定を受けること等を希望する区域（市町）
 - (2) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
 - (3) 雇用の状況に関する情報（職員数、雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況）
 - (4) 技術者・技能者の数に関する情報
 - (5) 林業機械の保有状況に関する情報
 - (6) 生産量、生産性、経営管理の対象となる森林に関する情報
 - (7) 生産管理又は流通合理化等の取組に関する情報
 - (8) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
 - (9) 主伐後の再生林の確保に関する情報
 - (10) 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
 - (11) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
 - (12) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
 - (13) 環境への配慮に関する情報
 - (14) 人材の育成に関する情報
 - (15) コンプライアンスの確保に関する情報
 - (16) 常勤役員の設置状況に関する情報（法人のみ）
 - (17) その他、地域への貢献、表彰実績等に関する情報
 - (18) 経理的な基礎に関する情報
- 2 なお、規則第32条第1項及び規則第42条第1項の規定による市町の推薦があったときは、当該推薦を受けた民間事業者は当該推薦をもって〈別紙2〉(1)の項目の基準を満たしているものとする。
- 3 第1項の提出書類は、前項(1)において希望した市町（複数の市町を希望する場合はそのいずれか1つ）を管轄する農林（水産）事務所長に電子データにより提出するものとする。
- 4 農林（水産）事務所長は、前項の提出書類を取りまとめの上、様式8により農林水産部長あて進達するものとする。

（民間事業者の条件）

第5 公募に応募できる民間事業者の条件は、「三重県内の森林において、2年以上の森林施業の実績を有する者」とする。

なお、2年以上は、連続していることを要しない。

（判断の基準）

第6 公募に応募した民間事業者を公表するか否かを判断する基準は、〈別紙2〉のとおりとする。

(民間事業者の公表)

第7 知事は、公募に応募した民間事業者のうち、要件に適合するもの及び当該事業者に関する情報を整理し、県公式ホームページにおいて公表するものとする。

2 公表する内容は、第4の1項の各号に掲げる事項のうち様式4に定める内容とし、次の期日までに公表するものとする。

第1回公募に係るもの 6月末日

第2回公募に係るもの 9月末日

第3回公募に係るもの 12月末日

第4回公募に係るもの 3月末日

(公表期間)

第8 第7の公表期間は、公表した日から5年間とする。

ただし、既に「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」又は「集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者」として公表中の民間事業者を、もう一方において新たに公表する場合は、先に公表した期間とする。

(公表内容の変更)

第9 公表事業者は、第4第1項の各号に掲げる内容に変更があり、公表されている内容を変更したいときは、様式5により知事に届け出ることができるものとする。

2 公表事業者は、第10の規定による実施状況等の報告において、公表内容の変更について記載した場合は、当該報告の提出を前項の届出に代えることができるものとする。

3 前2項の届出の取扱いについては、第4第3項に準ずるものとし、変更のあった事項に該当する<別紙1>の提出書類を添えて提出するものとする。

4 知事は、第1項又は第2項による届出があったときは、届出があった事項について、公表内容を修正するものとする。

5 既に「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」又は「集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者」として公表中の民間事業者がもう一方において公表を希望する場合は、第4第1項から第4第3項に基づき、あらためて応募することとする。

(実施状況等の報告)

第10 公表事業者は、目標を設定した事業年度が終了するまでの間、各事業年度の終了後3ヶ月以内に、様式6により知事に実施状況等を報告するものとする。

2 前項の報告の取扱いについては、第4第3項に準ずるものとする。

3 知事は第1項の報告内容について、県公式ホームページで公表するものとする。

(改善の指導)

第11 知事は、公表事業者が次のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、取組の改善に向けて指導するものとする。

- (1) 5年後の目標に対する達成率が著しく低調になると見込まれる場合
- (2) 取り組むこととしている内容について、予定年度を過ぎても実施していない場合

(公表のとりやめ)

第12 知事は、公表事業者が次のいずれかに該当するときは、当該民間事業者の情報についての公表をとりやめるものとする。

- (1) 公表後に要件に適合しなくなったと認められる場合
- (2) 応募にあたって虚偽の申請があったと明らかになった場合
- (3) 公表事業者が、個人の場合にあつては死亡、法人の場合にあつては消滅又は解散のいずれかに該当した場合
- (4) 第11の指導にもかかわらず、その改善に向けた対応が全くみられない場合
- (5) 直近の公表期間が満了するまでに次回の公募に応募しないまま、当該公表期間が満了した場合

2 知事は、公表をとりやめたときは、様式7により当該民間事業者にその旨を通知するとともに、当該民間事業者名及び公表をとりやめた理由を県公式ホームページにおいて公表するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。